

## 序章 松江市屋外広告物計画

Introduction

## 1. 松江市屋外広告物計画の背景と目的

### (1) 背景

松江市は、宍道湖・中海・日本海や市街地を取り巻く北山山系、湖南山地の山並みなど、広大で豊かな自然に恵まれています。古くは古代出雲文化の中心地として、また江戸時代には松江城の築城とともに城下町として発展し、現在も多くの遺構や風情あるまち並みが残されています。近代には小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が松江を世界に紹介したことから、松江国際文化観光都市建設法（昭和26年法律第7号）が制定されるなど、山陰の中核都市として発展しました。

一方では、近年の社会の成熟化に伴い国民の価値観が多様化し、生活空間の質的向上や美しく良好な景観形成が求められるようになりました。このような中、国においては平成15年に「美しい国づくり政策大綱」が公表され、平成16年には景観緑三法が制定されました。また、屋外広告物が地域の良好な景観形成に影響を与える重要な要素の一つであることから、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の大幅な改正が行われ、「屋外広告物等の制限（禁止地域・許可地域等、許可基準）」「監督（措置命令等）」事務を、景観行政団体である市町村が条例を定めることにより行うことができるようになりました。

松江市の自然・歴史・文化は、全国に誇れる美しさと風格を持ち、市民の暮らしに潤いと豊かさを与え、訪れる人々に癒しと感動をもたらす景観を醸成しています。この松江固有の景観を保全・創造・継承するため、本市は平成17年に景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体となり、平成19年に松江市景観計画を策定し、併せて松江市景観条例（平成19年松江市条例第37号）を制定しました。また、本市では平成9年度より島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）に基づき、県下一律の基準により許可事務等を行ってまいりましたが、平成17年に景観行政団体となったことから、より一層地域の特徴を生かした屋外広告物行政を行うため、松江市景観計画に即した松江市市屋外広告物計画及び松江市屋外広告物条例（平成20年松江市条例第50号）を策定・制定し、景観行政と屋外広告物行政の連携を図りながら、良好な景観形成を推進することとしました。

### (2) 目的

屋外広告物は、様々な情報の伝達手段として、日々の経済活動や市民生活の中で欠くことのできないものです。また、情報の伝達機能だけでなく、見る人にやさしく、街の賑わいや彩りを演出するものでもあり、地域の景観を構成する重要な要素となっています。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると、良好な都市景観や自然の風致を阻害する要因となります。さらに、適正な掲出や管理がされないことによって、公衆の安全を妨げ、危害や圧迫感を与えることにもなりかねないため、屋外広告物及び屋外広告業に対しての適切な規制が必要となります。

屋外広告物の規制・誘導を適切に行っていくためには、良好な景観形成に向けた意識を醸成し共通認識を持つことが大切であるため、広告主・広告業者はもちろん広く市民に対しても、屋外広告物規制の目的や内容の普及・啓発活動等を積極的に行う必要があります。

このようなことから、本計画では、屋外広告物を経済活動や市民活動の情報提供手段あるいは重要な景観構成要素と捉え、屋外広告物の基本的なあり方や具体的な規制・誘導方針を定め、

良好な景観の保全、公衆に対する危害の防止、賑わいある景観の創出、そして、松江固有の景観資源を後世へ継承するための屋外広告物行政の指針とすることを目的とします。

## テーマ

# 自然・歴史・文化を生かした 魅力あるまちを目指して

### (3) 責務（行政、広告主・広告業者、市民）

行政、広告主・広告業者、市民は、松江市の景観と調和した安全で良好な屋外広告物のあり方について共通の認識を持ち、その実現に向けて連携しながら積極的に取り組まなければなりません。そのための責務を下記のとおり定めます。

#### [行政、広告主・広告業者、市民の責務]

##### ■ 行政の責務

行政は、良好な景観の形成、公衆への危害防止に向けて、市民や広告主・広告業者及び専門家の意見を反映し、景観計画に即した屋外広告物に関する具体的な施策を実施するとともに、市民や広告主・広告業者に対する適正な屋外広告物の掲出に向けた啓発活動を行わなければならない。

##### ■ 広告主・広告業者の責務

広告主・広告業者は、屋外広告物の表示又は掲出に関し、本計画に基づき、適正な屋外広告物の整備、維持・管理を行い、景観との調和や公衆への危害防止に努め、行政が実施する良好な景観形成に向けた屋外広告物の規制・誘導等に関する施策に協力しなければならない。

##### ■ 市民の責務

市民は、本計画の目的を理解し、積極的に良好な景観の形成を図るとともに、行政が実施するまちや人にやさしく、安全で良好な景観の形成に向けた屋外広告物の規制・誘導等に関する施策に協力しなければならない。

## 2. 松江市屋外広告物計画の位置付けと役割

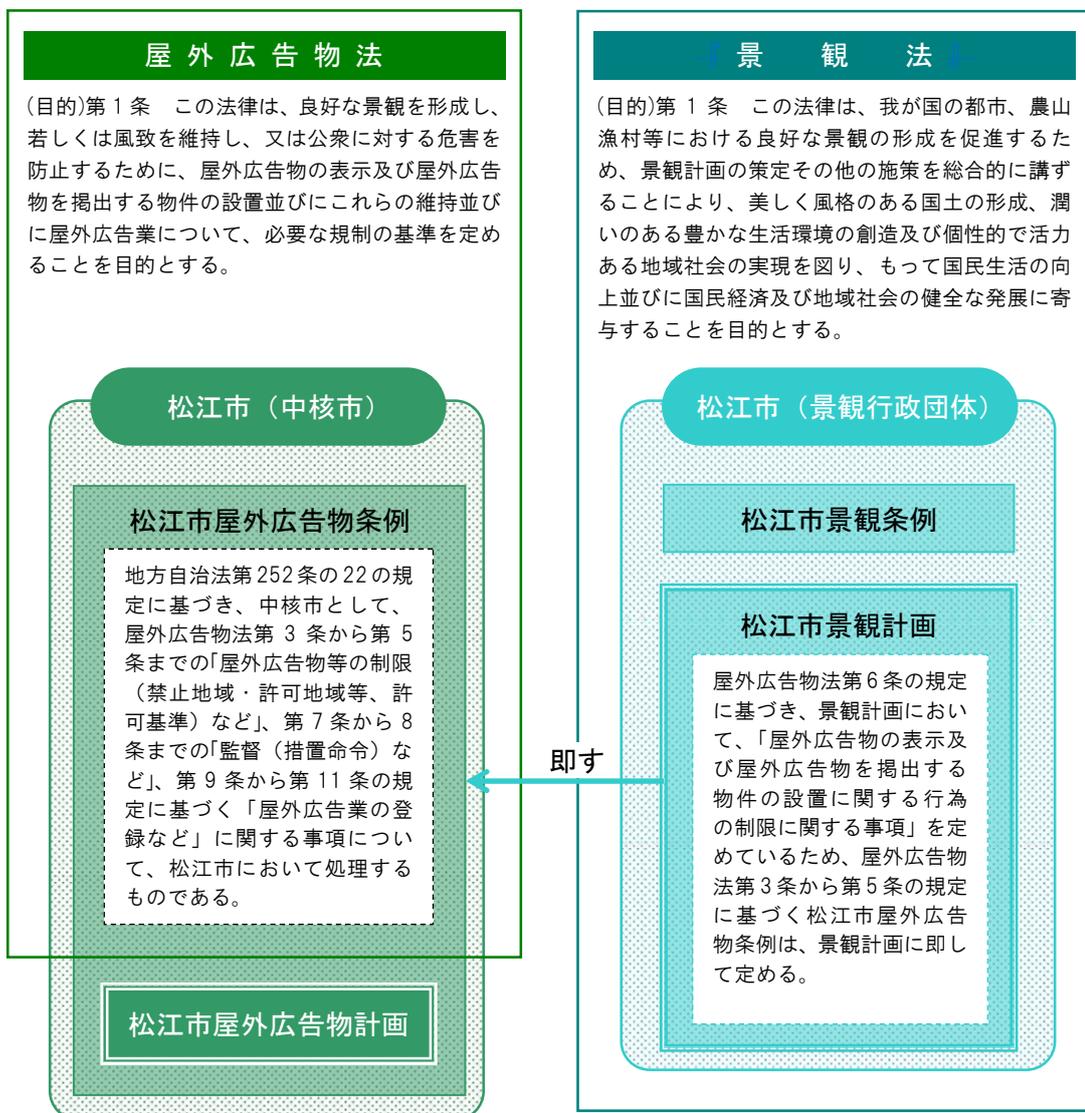
### (1) 位置付け（法的位置付けと上位関連計画との関連）

本計画は、景観計画及び他の上位計画との整合を図りながら屋外広告物行政を推進するためのマスタープランとして位置付けるものです。

#### ① 法的位置付け

本計画及び松江市屋外広告物条例は、景観法及び屋外広告物法に基づき定めるものであり、その法的な位置付けと関連は以下のとおりです。

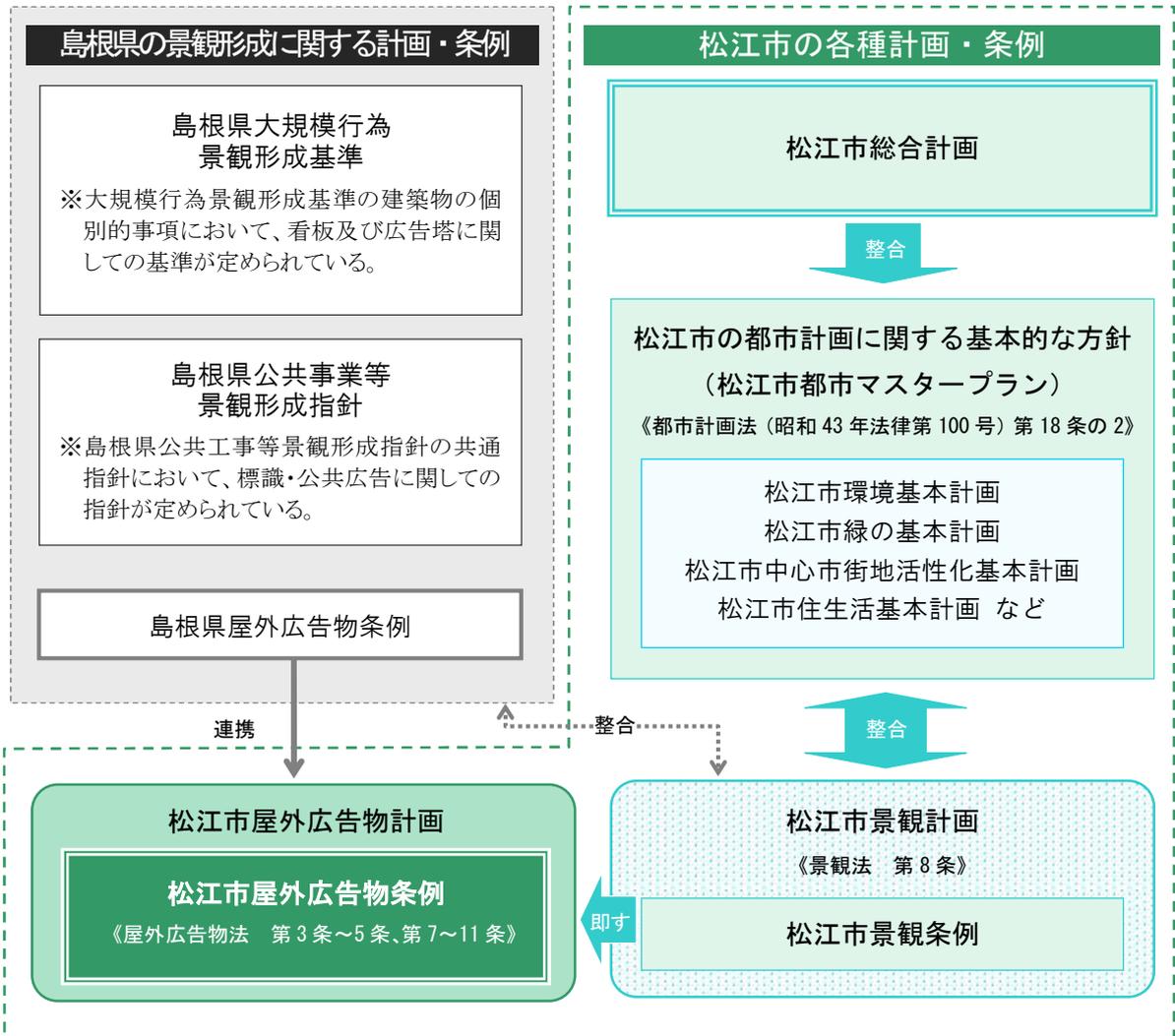
[本計画及び松江市屋外広告物条例の法的な位置付け]



② 上位関連計画との関連

本計画及び松江市屋外広告物条例は、上位関連計画との整合を図りながら、良好な景観形成に向けた屋外広告物の規制・誘導を行うものであり、その位置付けと関連は以下のとおりです。

[本計画及び松江市屋外広告物条例と上位関連計画との位置付け]



※ 松江市屋外広告物計画の期間

本計画は、目標年次を定めない景観計画に即し、総合的かつ長期的視点で屋外広告物のあるべき姿を示すものであることから、計画の目標年次の設定は行いません。ただし、松江市屋外広告物条例施行により新たな基準・規格に適合しなくなった広告物については、経過措置期間を設けます。

## (2) 役割

本計画は、松江市のさまざまな景観特性と調和し、安全で住みやすいまちを創出するための「屋外広告物のあり方」について、市民の意思を反映しながら、指針を示す役割を担うものです。

### ① より良い屋外広告物に対する市民の意思を示し、実現すること

本計画は、より良い屋外広告物に対する市民の思いや意見などを反映し、示すものです。屋外広告物の表示又は掲出の行為を本計画に定めた方針や基準に沿って規制、誘導することで、市民の意思の実現を図ります。

### ② 地域の景観特性に調和する屋外広告物のあり方を示すこと

本計画に屋外広告物の概況や地域の課題及び方針を示すことで、市民、広告主・広告業者、行政が景観との調和を図るべき屋外広告物のあり方について、共通の理解を深め、良好な景観形成及び風致の維持を図ります。

### ③ 「安全で住みやすいまち」にふさわしい屋外広告物のあり方を示すこと

本計画に、公衆への危害を防止するため、適正な屋外広告物の設置・管理や「住みやすいまち」にふさわしい良好な屋外広告物のあり方を示し、市民の安全の確保を図ります。

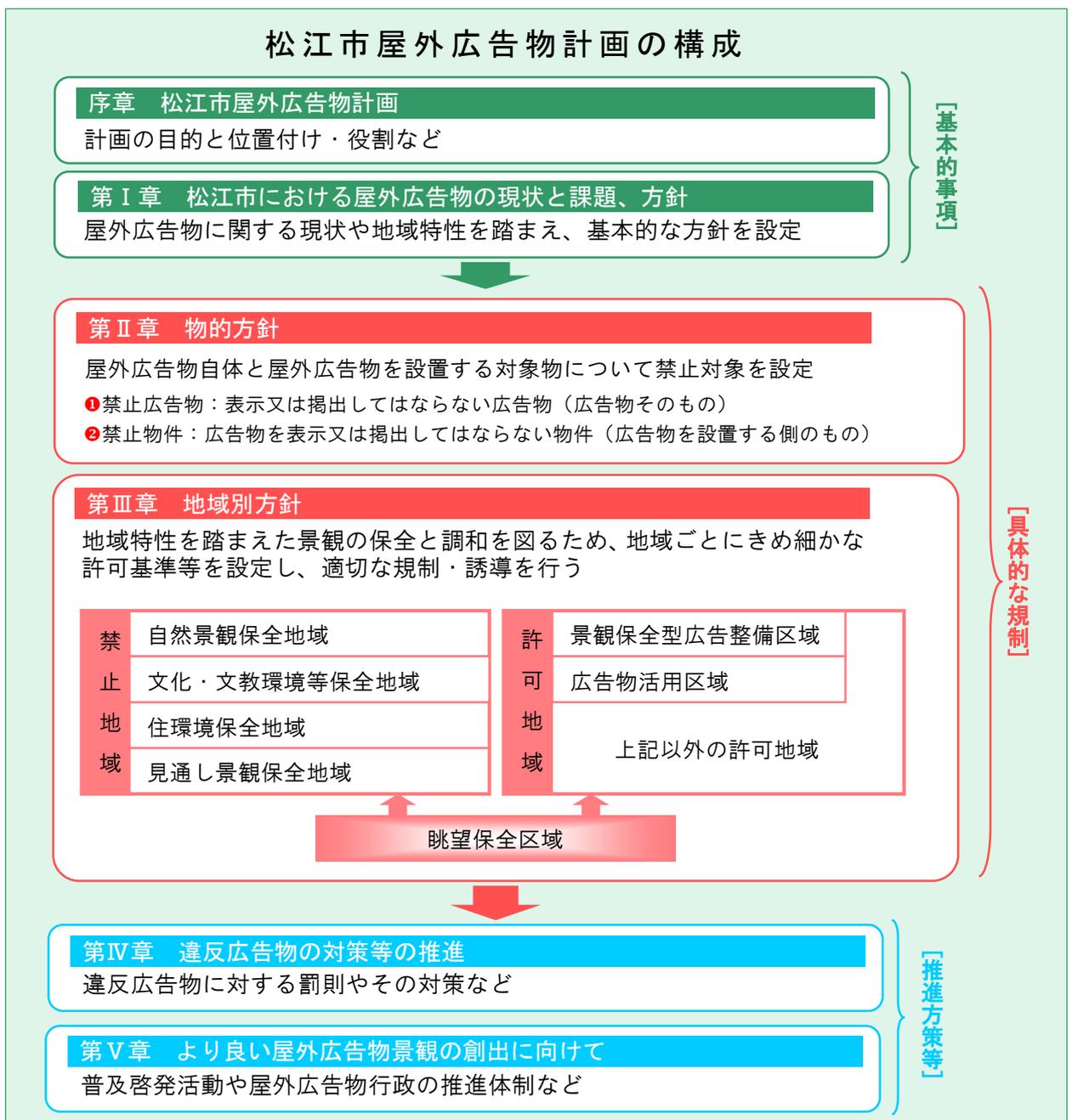
### 3. 松江市屋外広告物計画の構成

#### (1) 松江市屋外広告物計画の構成

序章と第Ⅰ章では、計画の目的や基本的な方針などの『基本的事項』を定めます。第Ⅱ章と第Ⅲ章では、地域特性を踏まえた区域分けとそれに応じた屋外広告物に関する適用除外又は許可基準、また、禁止物件、禁止広告物等の具体的な規制内容を定めます。第Ⅳ章と第Ⅴ章では、違反広告物対策や、市民や広告主・広告業者に対する普及啓発活動や体制づくり等の推進方策について定めます。

なお本計画は、社会情勢の変化等へ対応する柔軟性を持たせ、成長する「松江市景観計画」に即すため、必要に応じて随時見直しを行う計画とします。

[松江市屋外広告物計画の構成図]



## (2) 屋外広告物の定義

屋外広告物法（第2条第1項）において「屋外広告物」とは、“常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙、貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの”をいい、営利的なもの、非営利的なものどちらも該当します。

屋外広告物は、壁面広告や、野立広告物などの典型的な広告だけでなく、貼り紙やのぼり、ネオンサイン、アドバルーン、建物等に投影される画像までも含んだ幅広いものであり、今後、時代の進展とともに、表示や掲出の形態も一層多様化することが予想されます。

### [屋外広告物に該当する条件など]

① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
定着して表示又は掲出されるものであり、一定の情報を伝達する行為において時間的、位置的継続性があるものです。したがって、1日のうち一定時間のみ表示する場合においても、それが継続的に一定の場所で行われるものである場合には屋外広告物に該当します。街頭で配布されるビラやチラシの類はこれに該当しませんが、電柱や塀などに貼り付けた場合には定着性を有することとなり、屋外広告物となります。
② 屋外で表示されるものであること
建築物等の屋外で表示又は掲出されるものが該当します。建築物等の内部に設置した広告物（ガラス面内側に貼り付けた広告物など）については公衆に対して表示されるものであっても屋外広告物とはなりません。
③ 公衆に表示されるものであること
単に不特定多数に対して表示されるだけでなく、その表示内容を見ることができる空間が特に限定されていないものを指します。建築物等の外側であっても野球場や駅構内などの閉鎖的な空間においてその内側に向けて表示されるようなものは、そこに入る特定の人を対象とするものであり、公衆に表示されるものとはなりません。なお、“表示する”とは一定の概念やイメージ等が表示されていることを指すもので、文字表示のない絵画や写真、シンボルマークなども該当します。
④ 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること
ここでいう“その他の工作物等”とは、元来屋外広告物の表示又は掲出の目的をもったものでないもの（煙突、塀、岩石、樹木など）を指します。

### [屋外広告物に該当しないもの]

- ・ 街頭で配布されるチラシやビラなどの定着性のないもの
- ・ 建築物等の内側から貼られたもの
- ・ 野球場、駅など、構内に入る特定の人を対象とするもの
- ・ 宣伝放送など、音響による広告
- ・ 壁面など有体物に投影しない単なる光（レーザー光など）

### (3) 屋外広告物の分類

屋外広告物の種類は形態、表示、掲出方法などによって複数に分類されます。この分類をもとに、松江市内のそれぞれの景観特性に相応しい基準を設けて規制・誘導を行う必要があります。その基礎となる「屋外広告物の分類」を下記のとおり示します。

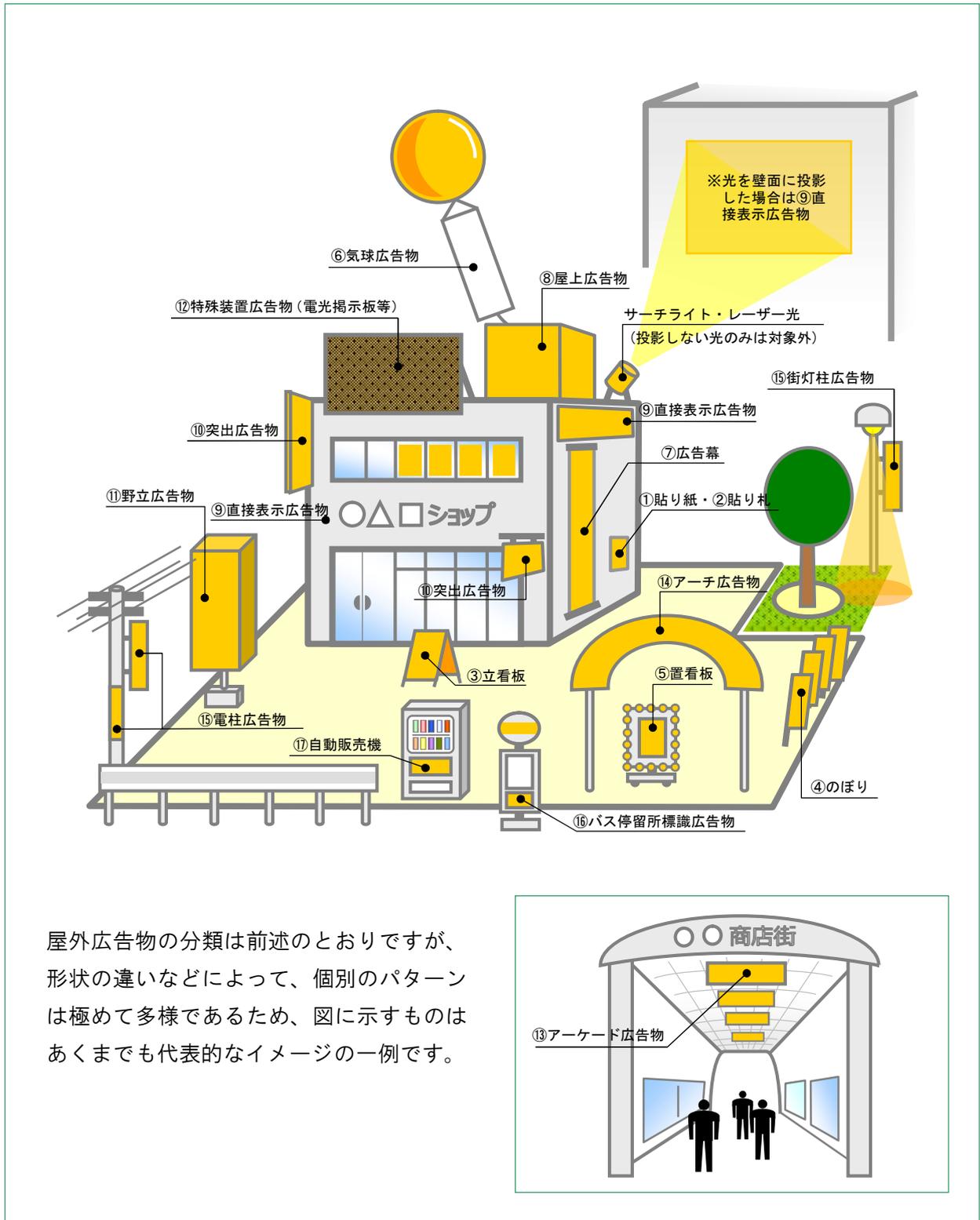
#### [屋外広告物の分類]

分 類		説 明
簡易 広 告 物	① 貼り紙	紙製等のもので、建築物やその他の工作物等に貼り付けたもの及びこれに類するもの
	② 貼り札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに表示し、又はこれらに紙等を貼り付け、容易に取り外すことができる状態で、建築物やその他工作物等に取り付けられたもの及びこれらに類するもの
	③ 立看板	建築物その他工作物等に立て掛けられたもの又は地上に独立して立てて掲出されるもので、容易に移動できるもの及びこれらに類するもの
	④ 旗及びのぼり	紙や布製等のもので、竿や紐等に取り付けて表示する簡易なもの及びこれらに類するもの
	⑤ 置看板	店頭等で地上に置いて表示されるもので、容易に移動できるもの及びこれらに類するもの
	⑥ 気球広告物	気球を利用して、空中に表示したもの及びこれに類するもの
	⑦ 広告幕	建築物やその他工作物等を利用して取り付けられた幕に表示するもの及びこれに類するもの
一 般 広 告 物	⑧ 屋上広告物	建築物の屋根又は屋上に表示又は設置するもので、その構造は、平面的なものや角柱、円柱等の立体的なもの及びこれらに類するもの
	⑨ 直接表示広告物	建築物の屋根又は壁面に直接表示するもの又は設置するもので、その構造は、平面的なものや立体的なもの及びこれらに類するもの（レーザー光やサーチライトなどの単なる光を壁面に投影表示する場合も含む）
	⑩ 突出広告物	建築物の壁面に壁面から突出して表示するもの又は設置するもので、その構造は、平面的なものや立体的なもの及びこれらに類するもの
	⑪ 野立広告物	地上に直接又は支柱等で設置し、容易に取り外すことができない状態にあるもので、その構造は平面的なものや角柱、円柱等の立体的なもの及びこれらに類するもの
	⑫ 特殊装置広告物	発光装置、照明装置等を有するものや電光表示及びこれらに類するもの
	⑬ アーケード 広告物	アーケードに表示又は設置するもので、その構造は、平面的なものや立体的なもの及びこれらに類するもの
	⑭ アーチ広告物	建築物やその他工作物等の間でアーチ形状により表示又は設置するもの及びこれらに類するもの
	⑮ 電柱・街灯柱等 広告物	電柱、街灯柱等を利用して取り付け、又は巻き付け、又は塗料等を用いて直接表示するもの及びこれらに類するもの
	⑯ 標識広告物	消火栓標識やバス停留所標識を利用して取り付け、又は塗料等を用いて直接表示するもの及びこれらに類するもの
	⑰ 自動販売機	自動販売機に表示されているもの

注) 広告物は、簡易広告物と一般広告物に大別され、容易に除去又は移動できるようなものを簡易広告物、そうでないものを一般広告物と言います。

次ページに、上表の分類ごとのイメージ図を示します。

[屋外広告物のイメージ図]



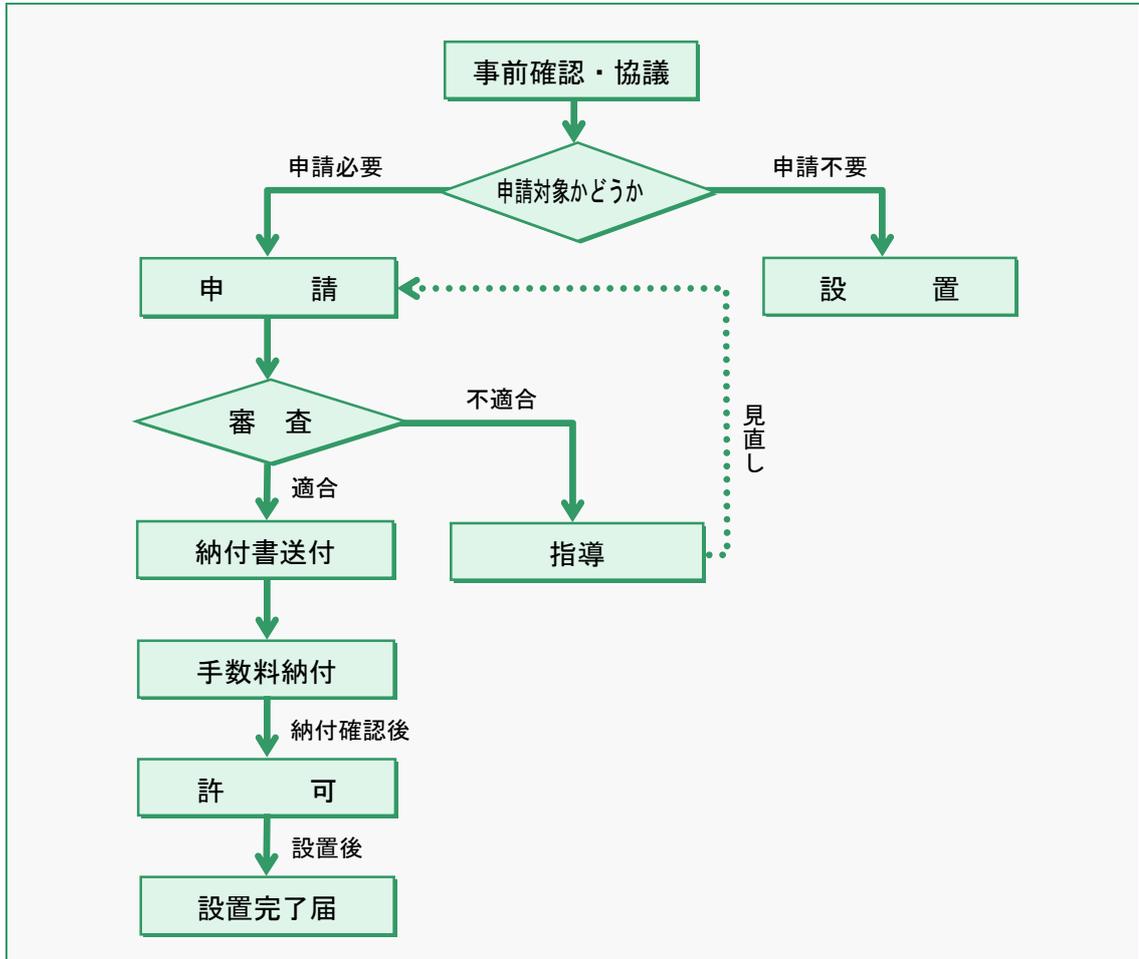
屋外広告物の分類は前述のとおりですが、形状の違いなどによって、個別のパターンは極めて多様であるため、図に示すものはあくまでも代表的なイメージの一例です。

#### (4) 申請手続き及び許可期間

##### ① 申請手続き

屋外広告物を表示又は掲出する際には、原則として許可を受ける必要があります。申請の必要があるか、基準に適合しているか等、事前の確認や協議を行うことが重要です。

[申請手続きフロー（許可地域）]



##### ② 許可期間

屋外広告物の許可期間は、広告物の形態や材質、耐久性などを考慮して、簡易広告物と一般広告物について、許可の期間を区分します。

	簡易広告物 ※1)	一般広告物 ※2)
許可の期間	1年以内	3年以内
※1) 貼り紙、貼り札、立看板、旗及びのぼり、置看板、気球広告物、広告幕 ※2) 屋上広告物、直接表示広告物、突出広告物、野立広告物、特殊装置広告物、アーケード広告物、アーチ広告物、電柱・街灯柱等広告物、標識広告物、自動販売機		

## ③ その他の申請・届出手続き

許可を受けて掲出した屋外広告物を変更、更新及び除却する場合はそれぞれ申請や届出を行う必要があります。その内容については下記のとおりです。

## [申請・届出手続きの概要]

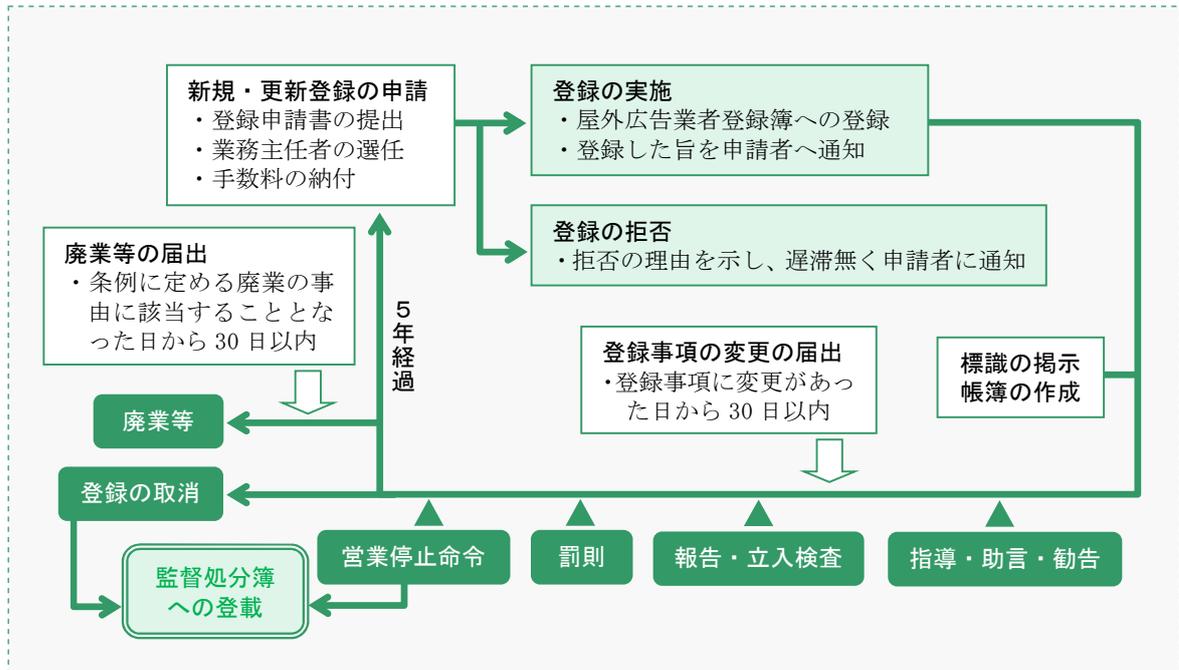
手 続 き		内 容
申 請	更新許可申請	許可を受けて掲出している広告物の許可期間を更新しようとするときは、その広告物が安全であるか点検したうえで、屋外広告物更新許可申請書を提出しなければなりません。
	変更許可申請	許可を受けて掲出した広告物を変更し、又は改造しようとするときは、屋外広告物変更許可申請書を提出しなければなりません。
届 出	設置等の届出	許可を受けた者が、当該許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置したときは、遅滞なく、届け出をしなければなりません。
	除却の届出	許可期間が満了したとき、若しくは許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく除却を行い、届け出をしなければなりません。

## (5) 屋外広告業の登録

### ① 登録制度に関する普及・促進

松江市の中核市移行に伴い、島根県が処理している屋外広告業の登録について、松江市内で屋外広告業を営もうとする者の登録は松江市が担うことになるため、登録制度の普及・促進を広報等の活動を通じて積極的に行います。

参考：屋外広告業の登録制度の手続きの概要



### ② 屋外広告業を営む者への助言、指導、勧告

屋外広告物の表示等の直接規制や違反広告物対策等の施策と併せ、屋外広告活動の大半を担う屋外広告業を営む者への施策を講じることが効果的です。不良業者を排除し良質な業者を育成することで、違反広告物が表示されない体制や安全管理が徹底される体制を構築することが必要です。

松江市内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止に向けた必要な助言、指導、勧告を行います。